

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 特別の機関（第八条・第九条）」を「第三節 削除」に改める。

第三条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 原子力利用（原子力の研究、開発及び利用をいう。以下同じ。）に関する事務

第四条第七十六号を次のように改める。

七十六 削除

第四条第九十七号の次に次の五号を加える。

九十七の二 原子力利用（大学における研究に係るものを除く。次号から第九十七号の五まで、第九十八

号の二及び第百号の五並びに次条第四十六号から第四十八号までにおいて同じ。）に関する基本的な政

策の企画、立案及び推進に関すること。

九十七の三 原子力利用に関する制度一般の企画及び立案に関すること。

九十七の四 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

九十七の五 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること。

九十七の六 原子力利用に関する内外の動向の調査及び分析並びに統計の作成に関すること。

第四条第九十八号の次に次の一号を加える。

九十八の二 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の配分計画に関すること。

第四条第九十九号中「施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること」を「施行に関すること」に改める。

第四条第百号を次のように改める。

百 原子力損害の賠償に関すること。

第四条第百号の次に次の八号を加える。

百の二 放射性同位元素の利用の推進に関すること。

百の三 原子力利用に伴う障害防止に関すること。

百の四 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。

百の五 原子力利用に関する研究者及び技術者並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者の養成訓練に関すること。

百の六 放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する調査研究に関すること。

百の七 第九十七号の二から前号まで及び第百号の九に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

百の八 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関すること。

百の九 日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団に関すること。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第五条第一項第五十三号を同項第六十四号とし、同項第四十六号から第五十二号までを十一号ずつ繰り下げ、同項第四十五号の次に次の十一号を加える。

- 四十六 原子力利用に関する基本的な政策を企画し、立案し及び推進すること。
- 四十七 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整を行うこと。
- 四十八 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整を行うこと。
- 四十九 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を許可すること。
- 五十 放射性同位元素の販売及び賃貸の業を許可すること。
- 五十一 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業を許可すること。
- 五十二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）に基づいて、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定試験機関及び指定講習機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。
- 五十三 放射性同位元素又は放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。
- 五十四 原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。
- 五十五 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行うこと。

五十六 特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の施行に関する事務を処理すること。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第八条及び第九条 削除

第十八条中「運営の調整」の下に「並びに原子力利用」を加える。

第十九条中「第七十八号から第百号まで」を「第七十八号から第百号の九まで」に改める。

第二十条中「第四十一号から第四十七号まで及び第五十三号」を「第四十一号から第五十八号まで及び第六十四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方支分部局）

第二十条の二 資源エネルギー庁に、原子炉に関する規制に関する事務その他の資源エネルギー庁の所掌事務の一部を分掌させるため、地方支分部局として、政令で定めるところにより、原子力事務所を置く。

第二十三条中「第五条第一項第四十八号から第五十一号まで及び第五十三号」を「第五条第一項第五十九

号から第六十二号まで及び第六十四号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(経過措置等)

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、科学技術庁の所掌事務の一部を通商産業省の所掌事務とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。